

品川区障害者虐待防止対策事業実施要綱

制定 平成 24 年 10 月 1 日 区長決定
要綱第 202 号

改正 平成 25 年 3 月 4 日 区長決定
要綱第 26 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 部長決定
要綱第 359 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日 部長決定
要綱第 195 号

改正 令和 8 年 4 月 1 日 区長決定
要綱第 200 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）に基づき、障害者虐待の防止および早期発見、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護ならびに養護者に対する適切な支援を行うことにより、障害者の権利擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害者虐待」とは法第 2 条第 2 項の規定する、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

(対象者)

第 3 条 この要綱において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。

(品川区障害者虐待防止センターの設置)

第 4 条 区は障害者虐待の通報または届出があった場合における迅速な対応および適切な支援を行うため、法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、障害者支援課に「品川区障害者虐待防止センター」（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 通報および届出の受理にあたっては、専用電話回線を引き、必要な情報を聴取する。ただし、夜間休日は閉庁時事務処理マニュアルに基づき、警備室において、通報内容の聴取をする。
- (2) 養護者による障害者虐待の防止および養護者による障害者虐待を受けた

障害者保護のための相談、指導および助言。

(3) 障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報・啓発活動。

(初動対応方針の決定)

第5条 センターが、前条第2項第1号の規定による通報および届出を受理したときは、直ちに障害者支援課長、課内全係長および担当者（以下「コアメンバー」という。）により初動対応の方針を協議する。

2 センターは、前項の協議において、虐待の可能性および緊急対応の必要性を判断するとともに、初動対応方針および職員の役割分担等を決定する。

(事実確認および訪問調査の実施)

第6条 センターは、前条の規定による初動対応方針をもとに、速やかに受理した通報および届出の内容に関する事実の確認を行う。

2 センターは、前項の事実の確認において、関係機関からの情報収集および訪問調査を実施する。

(個別ケース会議の開催)

第7条 センターは前条の規定による事実確認を実施後、事案に応じて、必要な支援ができる各機関等の担当者を招集し、虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、当該事案の主担当および連絡体制等について協議する。

(立入調査)

第8条 区長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合であって、養護者の協力を得ることができない場合は、法第11条第1項の規定に基づき、立入調査することができる。

(障害者の保護)

第9条 区長は、養護者等による障害者虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、法第9条第2項の規定に基づき、当該障害者を一時的に保護するものとする。

2 区長は、養護者等による障害者虐待を受けた障害者について前項の措置を講ずるため法第10条の規定に基づき、当該障害者を受け入れるための居室を確保するものとする。

(障害者の緊急一時保護)

第10条 区長は、養護者等による障害者虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められ、緊急の対応が必要なときは、前

条第1項の措置への移行等必要な措置が講じられるまでの間において、当該障害者を緊急に一時保護（以下「緊急一時保護」という。）することができる。

（対象者および保護の内容）

第11条 緊急一時保護の対象者は、区内に住所を有する障害者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 養護者による障害者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあり、緊急に保護が必要な状態であること。
- (2) 伝染性疾患のないこと（感染性疾患を有する者については、伝染のおそれがないこと。）。

2 緊急一時保護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 養護者からの保護
- (2) 居室の確保
- (3) 身の回りの日用品の提供
- (4) 食事の提供
- (5) 医療費の助成

3 緊急一時保護は、法第9条第2項に規定する障害者支援施設等（以下「施設等」という。）を運営する事業者に委託し実施するものとする。

（保護期間）

第12条 緊急一時保護の期間は、2泊3日を限度とする。ただし、区長がやむを得ない特別の理由があると認めるときは、必要最小限の範囲内で日数を増やすことができる。

（利用申請および決定）

第13条 緊急一時保護を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者緊急一時保護利用申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。ただし、申請者の状態により区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったとき（前項ただし書の規定により区長がやむを得ないと認める場合を含む。）は、速やかに実地調査等により実情を把握し、適当と認めるときは障害者緊急一時保護利用決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは障害者緊急一時保護利用却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

3 区長は、前項の規定により緊急一時保護の利用を決定したときは、第11条第3項により緊急一時保護を受託する事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、前条第2項の規定により緊急一時保護の利用決定を受けた者

(以下「要保護者」という。)が、施設等において次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、または他人に迷惑となるおそれがある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる行為

2 区長は、前項の規定により決定を取り消したときは、障害者緊急一時保護利用決定取消通知書（第4号様式）により要保護者に通知する。

(費用等)

第15条 第9条第1項および第10条に規定する障害者の保護の実施に要する費用は、区が負担する。

2 当該費用の支払いを受けるにあたっては、日用品費等請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

3 利用者は、緊急一時保護に要した費用の請求および受領に関する権限を緊急一時保護を受託した事業者に委任することができる。この場合においては、前項の請求書に加え、委任状（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(モニタリング・虐待対応の終結)

第16条 センターは、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じて定期的にモニタリングを実施し、障害者や養護者の状況確認や再評価をしながら相談に応じ、必要な支援を実施する。

2 虐待対応を終結する場合は、個別ケース会議により、決定する。

(障害者福祉施設従事者等による虐待の対応)

第17条 障害者福祉施設従事者等による虐待の対応については、第6条、第7条および第15条までの規定を準用する。

2 センターは、障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報を受けた時は、法第17条の規定に基づき事業所所在地の都道府県に報告する。

3 区長は、個別ケース会議により虐待が認められたときは、法第19条の規定に基づき社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使する。

(使用者による障害者虐待の対応)

第18条 使用者による障害者虐待の対応については、第6条、第7条および第15条までの規定を準用する。

2 センターは、使用者による虐待に関する通報等を受けた時は、法第23条の規定に基づき事業所所在地の都道府県に通知する。

(関係機関との連携)

第19条 区は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護および自

立の支援ならびに養護者に対する支援を適切に実施するため、次に掲げる連携協力体制の整備を図るものとする。

- (1) 区が設置した「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、区民の虐待等の対応を組織的に行い、区内虐待防止の関係機関等の協力体制整備を図ること。
- (2) 障害者虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護または支援に関する協議を行うこと。

(委任)

第20条 この要綱の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8年 4月1日から適用する。

第1号様式(第9条関係)

障害者緊急一時保護利用申請書

品川区長 あて

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日		
	氏 名								
	居 住 地	〒				電話番号			
フリガナ						生年月日	年 月 日		
利用申請に係る児童氏 名									
		続 柄							
身体障害者手帳番 号						愛 の 手 帳 番 号			
精神障害者保健福祉手帳番 号						疾 病 名			
他サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6			有効期間		
		利用中のサービスの種類、内容等							
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5				
		利用中のサービスの種類、内容等							
利用希望期間		年 月 日 ～ 年 月 日							
申請に係る具体的内容									

第 年 月 日 号

様

品川区長



障害者緊急一時保護利用決定通知書

年 月 日付で申請のありました障害者緊急一時保護の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用者氏名	
居住地	
決定内容	緊急一時保護決定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

第3号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

品川区長



障害者緊急一時保護利用却下通知書

年 月 日付で申請のありました障害者緊急一時保護の利用については、下記の理由により却下することとしましたので通知します。

記

却下の理由

第 年 月 号
年 月 日

障害者緊急一時保護利用決定取消通知書

様

品川区長 

年 月 日付で決定しました障害者緊急一時保護の利用につきましては、下記の理由により
取消しましたので通知します。

記

取消対象期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

取消の理由

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

日用品費等請求書

年 月 日で決定のあった品川区障害者虐待防止対策事業実施要綱
第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

利用者氏名		
居住地		
請求額	円	
緊急一時保護 (利用期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで)		
内容	請求額	円
	日用品費	
	その他	

※一時保護中に購入した日用品費の領収書を添付してください。

第 6 号様式（第 9 条関係）

委 任 状

品川区長 あて

年 月 日

（委 任 者） 住所 _____

氏名 _____

私は下記の者を代理人と定め、障害者一時保護に関する次の権限を委任します。

年 月 日

受任者 住所 _____

（事業者） 名称 _____

代表者氏名 _____

委任事項

当該事業所での支払金の請求について